

集団訴訟の影響をシミュレーション

団体訴訟制度が導入されると、企業には多額のコストがかかる可能性がある。そのとき企業が打つべき対策とはどのようなことなのか？

岩本 隆（慶應義塾大学大学院経営管理研究科／ビジネス・スクール特任教授）

今年4月19日に閣議決定された「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」（以下、集団訴訟）。多数の消費者に同種の被害が発生している場合に認定された「特定適格消費者団体」が損害賠償訴訟を行うことができるといふ新しい制度だ。

調査を基にした建設的な議論がなされ
欧米では第三者機関による客観的な

ることが一般的だが、こと日本においては当事者や利害関係者による試算が大半を占めるため客觀性が低く、結果として議論が觀念論に陥りやすい。

いるものである。日本経済全体を考えた時には、どこでバランスを取るべきかが重要である。

人員数的制約から年間で対応できる訴訟件数に限界が出てくるものと考えられ、自ずと提訴される訴訟件数も制約を受けることになる可能性がある。その前提で提訴され、判決が下ると「訴

中長期的にみた集団訴訟の潜在的リスク

		最小	最大
訴訟前	情報収集	1,143	3,108
	品質向上対応コスト	1,450	4,351
	リーガルコスト	400	1,080
	保険コスト	240	648
	計	3,233	9,187
訴訟段階	被害者	7,839	7,839
	フリーライダー	1,497	11,822
	リーガルコスト	2,211	10,622
	計	11,547	30,283
訴訟後	成長減退	9,694	19,602
	法改正	0	30,678
	風評	777	16,153
	計	10,471	66,433
	累計	25,251	105,903

(出所) 筆者作成

いつたように、企業の活動と消費者とは連動して

さまざまな意見をもつ人々に対して多く実施した。本シンキュレーション以下の2つのケースを対象とした。

後コスト」 1・6・6兆円。合計する
と、企業負担は2・5・10・6兆円に
もなる。

(億円) して「集団調査」の結果
的ポテンシャル・インパ
クト・シミュレーション
を実施した。

ミニレーショーンのための仮説出し」→「有識者等のインタビューによる仮説の検証」→「経済性ミニレーション」→「積み残し論点の検証」→「経済性

長期的には「特定通商慣行費者団体」数及び、その構成人員の規模が拡大され、その人員的制約が救済すべき訴訟件数に対応することの足枷にならず、かつ

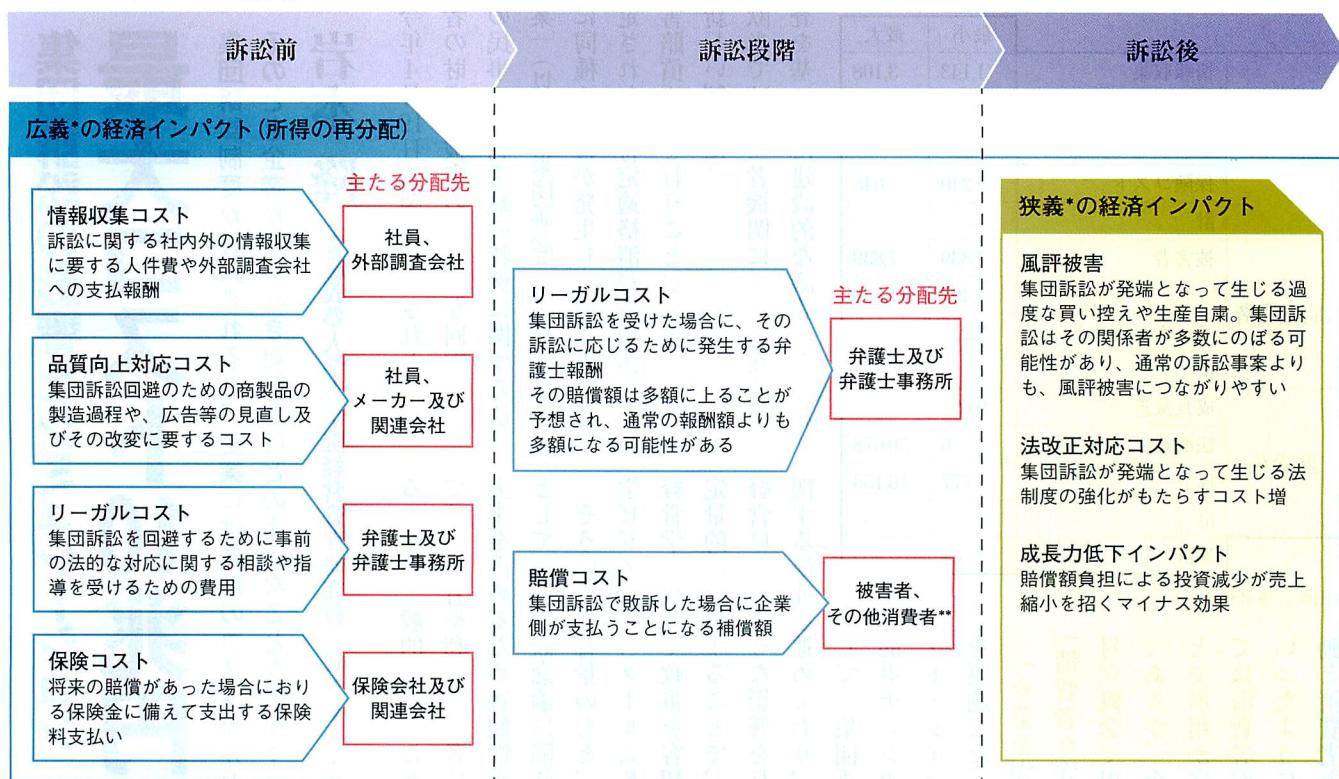
「企業を守ること」と
「消費者を守ること」は
対立概念で捉えらるがち
であるが、企業を守るこ
とで雇用が守られ、ひい

シミュレーションの精緻化」といったステップで構成されるアプローチである。有識者等へのインタビューについては、客觀性を保つためにポジティブな意見、ネガティブな意見など、さまざま

被害を受けた消費者及び同種サービスを利用した消費者を含む全員が本制度によつて賠償をうけた場合。「訴訟前コスト」0・3～0・9兆円。「訴訟段階コスト」1・2～3兆円。「訴訟

第一に「短期的ケース」。現在の制度案が規定する「共通義務確認の訴え」

シミュレーションの全体像



(注) 裁判所を通さない個別の示談交渉は上記のシミュレーションでは考慮外としている

*狭義の経済インパクトは、本制度の影響がなければ生じなかつたであろう企業損益の純粋なマイナス。広義の経済インパクトは、特定の企業及び消費者に対して所得が移転しているものの、一般企業側の視点では企業損益に対してマイナスの影響があるもの

**直接的な被害は受けていないものの、集団訴訟の対象となる商製品、サービスの消費者

(出所) 筆者作成

結果からの考察

集団訴訟は、過去に判例のある「学納金返還」や、「敷金返還」などのように約款等で使用されている契約条項の一部が無効となる事例。また、海外で起きた「iPod nano」のディスプレイが傷つきやすいという点に対するクレームアクション事例のように、商製品・サービスの一部に瑕疵があるとされる訴訟対象事案への適用も考えられる。いずれの訴訟案件に対しても、集団訴訟の適用は以下の2点が企業へのボテンシャルインパクトに大きく影響していくことが想定される。

① 救済対象者としての「フリーライダー」の存在（1・1兆円）。本制度の適用により、被害者意識のない同種商製品・サービスの消費者までもが救済対象となりうる。そのため特殊な状況でしか発生しない損害が全ての消費者に対して適用され、賠償額が増加する可能性がある。現在は修正されたものの、当初は適用範囲が過去事案にも遡及できることとなっていたため、その場合のフリーライダーによる影響は7兆円になると試算していた。

② 訴訟後に生じうる企業活動への影響（6・6兆円）。被告になる企

業は賠償、訴訟準備・対応にかかる物と自体が企業ブランドを毀損することになる。その訴訟対象によっては、商製品・サービスだけでなく業界全体の評価にも飛び火し、いわゆる「風評被害」をもたらすリスクが想定される。

さらに、集団訴訟は訴訟提起が発端となり、従来の訴訟よりも多くの消費者が参加することが見込まれるため、その影響度は大きくなり、当該企業を含む業界全体の規制の強化につながる可能性も否めない。この場合、規制強化がもたらす対応コストの増加といった副次的な負の影響が想定される。

また、賠償額はそのまま企業の経営活動を圧迫することにつながり、研究開発や広告宣伝、さらには設備投資といった収益獲得に必要な経済活動の足枷になる危険を孕んでいる。

ここでは左上図「訴訟後のコスト」に示した考え方によつて、「風評被害による影響」、「規制強化に対応するための費用負担増」、「研究開発費、広告宣伝費、設備投資等の減少による成長力の減退」についてそれぞれ独立に計算し、合算した。

取るべき具体策とは？

企業の経営戦略を策定する時も、定

訴訟後生じうるコスト

訴訟が将来に大きな負の影響を及ぼす可能性があるプロセス	発生の考え方	主として対象となりうる業界	過去の代表的な事例
消費者に対するマイナスイメージが形成	風評被害による影響	<ul style="list-style-type: none"> ○悪いイメージが商品、地域的に波及することで実質的に問題がなくとも売上が減少 ○身体への影響や、メカニズムが不透明な商製品、サービスに発生しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体への影響があり、メカニズムが理解しづらい商品・サービスを含む産業 •生活関連サービス業、娯楽業（旅行業） •製造業（食品製造業） •医療福祉、農林漁業
既存の法制度に対する過度の強化	規制強化に対応するための費用負担増	<ul style="list-style-type: none"> ○団体訴訟を契機に、規制強化が起こり産業活動が妨げられる ○規制の強い業界に、より大きな影響が出る傾向がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○規制の強い下記5業種への影響が大きく出ると推測される •情報通信業（通信） •建設業（建設） •金融保険業（銀行） •運輸業、郵便業（空運） •電気・ガス・熱供給・水道業（電力）
賠償額負担の発生	研究開発費、広告宣伝費、設備投資等の減少による成長力の減退	<ul style="list-style-type: none"> ○賠償金負担により、販売管理費の削減が必要となり研究開発費等が減少 ○研究開発費等の減少により、売上高が減少 	<ul style="list-style-type: none"> ○全産業（産業別の売上高に対する比率を利用）

注1：訴訟が経済に及ぼす負の影響の対象としては、①企業単体に影響するもの、②業界全体に影響するものの2つに大別した場合、①は基本的に業界全体に対する影響額を考える上では小さいため、②をシミュレーション対象としている。注2：法規制の強化は、当然その適切な運用により有効かつ円滑な経済活動になることを目的として行われるが、その遵守が企業の経済活動に過度な負担となる可能性は現実に存在している。上記では、そのマイナスの面のみに着目して経済的インパクトとして捉えることとしている（出所）筆者作成

集団訴訟による企業の負担コストは利益額から引かれるコストであり、東証一部上場企業の純損益の合計が約12兆円であることを鑑みると、「中長期的ケース」が当てはまる場合、純利益の多くが吹っ飛ぶ規模だといえる。また、この場合、2・5～10・6兆円と幅が広くなっているが、これは、法案成立後の司法判断によつて制度の企業経営に対する影響が変わりうることも示している。企業としては、法案成立後の訴訟案件がどういう結果になるかもウォッチし、対策を取る必要があるということを意味している。

具体的には、消費者側がある案件で勝訴した場合、それに類似した業界や商品・サービスをもつ企業は、訴訟が起こることを前提に訴訟前、訴訟段階、訴訟後にかかるコストに対する予算を確保しなければならない。そして、

量分析をすることで見えないものが見えてくることが多いが、今回の研究においても、定性的な分析では想定できなかつたことが、定量的な分析を実施することで見えてきた。

議論を定性的なもののみで進める、『消費者を守る』といった何となく万人受けする言葉で納得してしまいがちになってしまふきらいがあるが、定量的に分析した場合、誰にとってどの程

度インパクトがあるのかが明確になり、企業にとって（ひいては企業で働いている消費者にとっても）リスクの規模感と幅が明確になる。それによってどういうリスクの対策にどの程度リソース配分すべきかといったことに対する経営の意思決定もスマートになり、実際にリスクが顕在化した際にも、リスク対策の際に立てたシナリオをベースに、よりスマートに対応策が実行できることになる。

集団訴訟による企業の負担コストは利益額から引かれるコストであり、東証一部上場企業の純損益の合計が約12兆円であることを鑑みると、「中長期的ケース」が当てはまる場合、純利益の多くが吹っ飛ぶ規模だといえる。また、この場合、2・5～10・6兆円と幅が広くなっているが、これは、法案成立後の司法判断によつて制度の企業経営に対する影響が変わりうることも示している。企業としては、法案成立後の訴訟案件がどういう結果になるかもウォッチし、対策を取る必要があるということを意味している。

慶應義塾大学ビジネス・スクール（KBS）としても、経営学と政策とを融合させた研究を更に進めていきたいと考えている。



〔いわもと・たかし〕 1965年生まれ。東京大学工学部金属工学科卒業。カリフオルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）工学部材料学科Ph.D.。日本モトローラ、日本ルーセン・テクノロジー、ノキア・ジャパン、ドリームインキュベータ（D.I.）を経て、2012年より慶應義塾大学大学院経営管理研究科／ビジネス・スクール（KBS）特任教授。